

○厚生労働省告示第二百四十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十九日

厚生労働大臣 細川 律夫

第二号に次のように加える。

レ エリブリンメシル酸塩（切除不能又は再発の乳がんの患者に投与するものに限る。）